

## 佐倉市介護人材資格取得等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市内の介護サービス事業所等に従事する人材の確保及び職場への定着を推進し、もって介護保険制度の安定的な運営に資するため、介護に関する資格取得等に係る費用の一部に対し、佐倉市介護人材資格取得等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護サービス事業所等」とは、次に掲げる事業所又は施設であつて、佐倉市内に所在するものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業所
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業所
- (3) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う事業所
- (4) 法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- (5) 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (6) 法第8条第29項に規定する介護医療院
- (7) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業所
- (8) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業所
- (9) 法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業を行う事業所

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、第6条第1項に規定する佐倉市介護人材資格取得等支援事業補助金交付申請書兼実績報告書を提出する日（以下「申請日」という。）において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「主任介護支援専門員研修」という。）を修了した日から1年を経過する日までの期間内であること。
- (2) 介護サービス事業所等に3か月以上の期間、継続して勤務していること。

(3) 市町村税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 介護支援専門員 省令第113条の3に規定する実務研修受講試験の受験手数料並びに介護支援専門員実務研修の受講料及び指定教材の購入に要する費用

(2) 主任介護支援専門員 主任介護支援専門員研修の受講料及び指定教材の購入に要する費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 介護支援専門員 5万円

(2) 主任介護支援専門員 3万円

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、申請日以前において、補助金に類似する補助を他の団体から受けている場合にあっては、同項中「補助対象経費」とあるのは、「補助対象経費から他の団体から交付を受けた補助の額を控除して得た額」とする。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書及び規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、佐倉市介護人材資格取得等支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）とする。

2 佐倉市介護人材資格取得等支援事業補助金交付申請書兼実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 介護支援専門員実務研修又は主任介護支援専門員研修の修了証書の写し

(2) 補助対象経費の金額を確認できる書類等の写し

(3) 就労証明書（別記様式第2号）

(4) 市町村税の滞納がないことを証する書類（申請日から3か月以内に発行されたもの）（市長が公簿等により納付状況を確認できない場合に限る。）

(5) 前条第2項に規定する他の団体からの補助を受けている場合にあっては、当該補助に係る額を確認できる書類

(交付の決定及び額の確定)

第7条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知及び規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、佐倉市介護人材資格

取得等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（別記様式第3号）とする。

（交付の請求）

第8条 規則第16条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない請求書は、佐倉市介護人材資格取得等支援事業補助金交付請求書（別記様式第4号）とする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和5年7月21日決裁佐高第409号）

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（令和6年3月29日決裁佐財第678号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、令和6年度の予算に係る補助金から適用し、令和5年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。